

○志木市現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領

平成24年4月1日制定

志木市現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志木市建設工事請負契約約款（平成24年4月1日施行）第10条第2項の規定による、工事現場への現場代理人の常駐義務の規定の適用を緩和する場合についての取扱いを定めるものとする。

(対象工事)

第2条 受注者は、国又は地方公共団体が発注した工事（発注者の承諾が得られた場合に限る。）は、1人の現場代理人に2件までの工事の現場代理人を兼務させることができるものとする。ただし、発注者が安全管理上、兼務を認められないと判断した場合又は当該工事が低入札価格調査の対象となった場合は、この限りでない。

2 前条において、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼務する工事の件数には含まない。

- (1) 請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (4) 橋りょう工事、ポンプ、ゲート、エレベーター等工場製作過程が含まれる工事であって、工場製作のみが行われている期間（工事の主管課長が認める期間に限る。）

(現場代理人の兼務手続)

第3条 兼務を認める工事を適用するものは、入札公告又は指名通知書に明示するので、現場代理人の兼務を希望する場合は、受注者は、現場代理人兼務届（第1号様式）を発注者に提出するものとする。

2 兼務を認める工事の適用が明示されていないものは、現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書（第2号様式）により、工事の主管課長に照会すること。

3 前項の規定により届出があった場合は、当該工事の主管課長は、必要に応じ既に現場代理人として常駐している工事の主管課長に意見を求め、兼務の適否を判断するものと

する。

(連絡員)

第4条 受注者は、現場代理人の兼務が認められたときは、これに代わる者として工事ごとに連絡員を選定し、工事現場との連絡を確実に行うことができる体制を整えておかなければならない。

2 前項の連絡員を選定したときは、請負者は、速やかに工事の主管課長に連絡員選定届(第3号様式)を提出するものとする。

3 現場代理人は、第1条に定める各約款の規定により委任された権限を連絡員に再委任することはできない。

4 連絡員は、下請業者から選定することができる。この場合において、受注者は、下請業者との契約が確認できる書類を提出するものとする。

5 連絡員は、他の工事の連絡員となることができない。

(請負者の義務)

第5条 第2条から前条までの規定は、現場代理人が現場を離れているときに受注者が負うべき義務を免除するものではない。

(兼務した場合の取扱い)

第6条 工事の主管課長は、兼務した工事の施工中において、安全管理、工程管理等の観点から、その兼務を継続することが適当でないとき、その工事の受注者に対して説明を求めるものとし、改善が認められないときは、現場代理人の交代を求めるものとする。

(施工管理に関する配慮)

第7条 受注者は、兼務したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮しなければならない。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月11日)

この要領は、令和3年11月11日から施行する。

第1号様式（第3条関係）
 第1号様式（第3条関係）

現場代理人兼務届		
様		
工 事 名		
工 事 場 所		
現場代理人	氏 名	
	資 格	
現場代理人の連絡先		(緊急時連絡先)
		(上記以外の連絡先)
<p>上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>受注者 住 所</p> <p style="padding-left: 100px;">氏 名</p>		
兼務工事 の 概 要	工 事 名	
	工 事 場 所	
	発 注 部 署	
	連 絡 先	

注) 現場代理人の工事について、兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告・指名通知書又は現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書）を添付すること。

第3号様式（第4条関係）
第3号様式（第4条関係）

連絡員選定届

平成 年 月 日

様

所在地

会社名

代表者役職名

代表者名

印

下記工事の現場代理人の兼務にあたり、連絡員を定めたので届け出ます。

記

工事名			
工事場所			
工期			
契約金額（円）			
現場代理人			
連絡員	所有する資格	監理技術者資格 証交付番号	第 号
	連絡員が下請負者の場合、所属社名及び所在地		
連絡員の連絡先			

※連絡員が下請負者のときは、下請負者との契約が確認できる書類を添付すること。